

議案第 4 6 号

四万十町立図書館設置条例の一部を改正する条例について

四万十町立図書館設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例 号

四万十町立図書館設置条例の一部を改正する条例

四万十町立図書館設置条例（平成18年四万十町条例第175号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表に次のように加える。

四万十町立図書館大正分館	四万十町大正380番地
--------------	-------------

第 4 条第 2 号イ中「4 時」を「5 時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。